

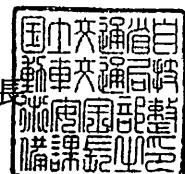


国自整第104号
平成17年12月14日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局

技術安全部整備課長



自動車整備士技能検定に係る実務経験の虚偽の証明について

道路運送車両法第55条に基づき実施されている自動車整備士技能検定において、東北運輸局管内の自動車整備事業場で受験資格を満足する実務経験があるかのごとく虚偽申請をした者がいることが判明したことから、当該虚偽申請を行なった12名(15件)に対し、同法第55条第4項に基づき、平成17年12月14日、自動車整備士技能検定合格等の無効処分を行いました。

本件に関し、自動車整備事業者の関わり合いを調査したところ、虚偽申請の手助けを行っていたことが判明しました。

自動車整備事業者によるかかる行為は、自動車整備士技能検定の厳正かつ公平な実施を阻害する行為であるとともに、自動車整備事業者の信頼を失墜させる行為であり、二度とこのようなことが行われないよう、貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。